

事 務 連 絡

平成26年8月12日

各運輸局自動車交通部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

(本通は各運輸局部長単名あてで発出)

自動車局旅客課長

修学旅行にかかる貸切バスの運賃・料金の経過措置について

修学旅行にかかる貸切バスの運賃・料金の経過措置については、修学旅行の円滑な催行を図る観点から、以下のとおりとするので、了知されるとともに、各管轄内の都道府県バス協会あて周知願いたい。

1. 新たな貸切バスの運賃・料金制度の移行については、「貸切バスの運賃・料金制度ワーキンググループとりまとめ」に基づいて実施しているところであるが、当該とりまとめにおいては、修学旅行等の契約の扱いについて経過措置を設けることとされており、その具体的な運用については、平成26年3月26日付け「一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金の届出及び変更命令の処理要領」の附則において、「運賃・料金の変更届出書の実施予定日までに入札制による価格決定方式を採用している運送申込者を含む運送申込者と合意又は運送契約を締結した運賃・料金については、従前の運賃・料金を基準とした額を適用することとする。」としているところである。
2. したがって、修学旅行（学校行事として行われる、1年以上前から計画された宿泊を伴う旅行であり、クラブ活動やサークル活動の旅行を除く。以下同じ。）にかかる運賃・料金については、運賃・料金の変更届出書の実施予定日までに貸切バス事業者と運送申込者との間で合意又は運送契約を締結する運賃・料金については、

従前の運賃・料金を適用する。また、実施予定日以後に運送契約を締結する場合にあっても、実施予定日以前に運送申込者が貸切バス事業者に対して貸切バスの手配について手配依頼書の提出または電子システムによる手配予約を行っていた場合は、実施予定日前に運送契約を締結したものと同等に取り扱うこととする。

なお、この取り扱いをする修学旅行はその実施が今年度だけではなく、来年度実施されるものも含む。

3. 他方、修学旅行に関する貸切バスの手配について、従来からの慣行として、夏期までに実施される修学旅行にあっては、前年に貸切バスの具体的な手配の依頼が行われている。このような慣行の中で、平成27年7月末までに実施される修学旅行については、新たな運賃・料金制度が適用される平成26年4月1日より前に、学校側と運送申込者との間で受注型企画旅行申込書または引受書が締結されていることが一般的である。このため、新たな貸切バスの運賃・料金が従来よりも増額となる場合については、新たな運賃・料金制度の趣旨が適正な安全コストの反映を目的としたことであることを、貸切バス事業者と旅行業者が協力して学校側に説明し、理解を得ることが望ましい。

その上で、上述のような依頼に対して、学校側が従来の運賃・料金を求める場合は、円滑な修学旅行の催行を図る観点から、新たな運賃・料金制度に基づき運賃・料金の変更を実施した貸切バス事業者が、今後運送申込者との間で運送契約を締結する際、以下の①から③までの全ての要件を満たした場合には、2.の「実施予定日以前に運送申込者が貸切バス事業者に対して貸切バスの手配について手配依頼書の提出または電子システムによる手配予約を行っていた場合」に準ずるものとして、従前の運賃・料金を適用することとする。

- ① 当該修学旅行が平成27年7月末までに出発して帰着するもの。
- ② 運送申込書に当該修学旅行にかかる平成26年3月31日までに交わされた受注型企画旅行申込書または引受書が添付されていること。
- ③ 学校側から、新運賃・料金の適用前に修学旅行の計画が策定され、所要額が生徒側に伝わっている、等の事情の説明と、平成27年7月末までに限った例外的な取り扱いを求める、旨を内容とする文書が添付されていること。

4. これらの場合、運送引受書には旧運賃を適用した旨を記載することとする。

5. なお、個々の契約行為自体について、行政及び各都道府県バス協会から締結、または締結しないよう求めることは適当ではない。

平成26年〇月〇日

日本観光バス株式会社
担 当 者 殿

東京都立東京高等学校
代表者 ○○○○ 印
(契約者)

修学旅行に係る貸切バスの運賃・料金の適用について

平成27年5月に実施を予定している修学旅行については、貸切バスの新たな運賃・料金制度の適用前に既に当該修学旅行の計画が策定され、所要額は生徒の保護者に伝わっており、平成26年3月20日に旅行会社との間で契約を締結したところです。

新たな運賃・料金制度に基づく運賃・料金が適用される場合、所要額の変更が発生するため、保護者の負担が増えることとなり、理解を求めるには難航することが予想されます。

このため、当該修学旅行の円滑な催行を図るため、運賃・料金の適用の例外的な取り扱いをして頂きますようお願い申し上げます。

なお、今回の修学旅行に係る取り扱いについては、平成27年7月末までに限った例外的な取り扱いであることを十分承知しております。

事 務 連 絡

平成26年8月12日

各運輸局自動車交通部旅客（第一）課長 殿

沖縄総合事務局運輸部陸上交通課長 殿

本通は各運輸局課長単名あてで発出

自動車局旅客課バス産業活性化対策室課長補佐
(貸切バス担当)

「修学旅行にかかる貸切バスの運賃・料金の経過措置について（平成26年8月12日付け自動車局旅客課長事務連絡）」に係る補足について

平成26年8月12日付け自動車局旅客課長事務連絡（以下、「事務連絡」という。）により、経過措置の取り扱いを定めたところですが、この事務連絡について以下のとおり補足します。

1. 修学旅行等の契約については経過措置を適用することとしたものの、実際のところ、①平成25年12月末に旅行業者がバスを依頼し、同日付で「運送」は引き受けてたものの、運賃・料金の回答がないという事例や、②平成26年3月か6月（不明）に旅行業者がバスを依頼したが、同年6月末に「回答できない」との返事がきたという事例、③平成26年5月末（この時点の届出率は20%程度なので、新運賃の適用はないと推認）に旅行業者がバスを依頼したが、同日「バスは押さえました」と回答があるものの、バス代は新運賃でお願いします、と回答があったという事例があります。確かに、旅行業者側が依頼した内容が不明確な点があることから引き受け回答ができなかったこともあったと思いますが、経過措置を設けた趣旨と円滑な修学旅行の催行を図るため、事務連絡を発出したところです。
2. 「事務連絡2.」にある、「貸切バスの手配について手配依頼書の提出または電子システムによる手配予約を行っていた場合」の解釈について、旅行業者が手配依頼書の提出等をしていたにもかかわらず、貸切バス事業者から文書による回答を得ていないという実態があります。このため、貸切バス事業者からの回答を必ずしも

得ていなくとも、旅行者において FAX 送信日などの依頼日を記録しているのであれば、手配を行っていた、として取り扱って下さい。

3. 「事務連絡 3. 」にある、「貸切バス事業者と旅行者が協力して学校側に説明し、理解を得る」ことについて、学校側が遠方にある場合、貸切バス事業者が学校まで出向くことは負担が大きく対応が困難となることが想定されるところ、貸切バス事業者が出向くことができないという場合には、貸切バス事業者において書面を作成し、同書面をもって学校側に説明するよう旅行会社に依頼することも可能とします。ただし、この場合は、貸切バス事業者が旅行会社に対して説明を依頼する旨の書面を渡すこととします。
4. 「事務連絡 3. ③」にある学校側からの文書は、記載例を別添のとおり提示します。
5. 事務連絡は発出日から適用されるものであり、発出日前に貸切バス事業者と旅行者との間で運送契約が締結されているものについて、契約の再締結を求めているものではないことに留意して下さい。

平成26年〇月〇日

〇〇旅行 株式会社 御中
修学旅行担当責任者 殿

〇〇交通株式会社
担当責任者 印

新たな貸切バスの運賃・料金制度の学校側への説明について
(依頼)

新たな貸切バスの運賃・料金制度の移行については、本来、運送事業者と旅行業者が協力して学校側へ直接説明すべきところですが、当社は遠方に所在するため伺うことができません。

つきましては、学校側に新たな貸切バスの運賃・料金制度について説明していただきますようお願い申し上げます。